

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間	令和5年7月1日～ 令和10年6月30日までの 5年間
2. 内容	<p>目標1：育児・介護休業法に基づく育児・介護休業等、雇用保険法に基づく育児・介護休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を該当者だけでなく全職員に行うことで雇用環境の整備を図る。</p>
<対策>	<p>(1) 令和5年7月～ 職員への制度の認知度アンケート調査 (2) 令和5年10月～ 職員会議における制度研修での職員への周知</p>
目標2：妊娠・出産の職員及び介護に対する相談体制の確立	
<対策>	<p>(1) 令和5年7月 相談員の設置 (2) 令和5年7月～ 相談員の各種研修派遣</p>
目標3：令和5年12月までに子の看護休暇制度を拡充する（いわゆる「中抜け」と言われる就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることができる制度の創設）	
<対策>	<p>(1) 令和5年12月～ 職員会議における制度研修で職員に周知</p>